

事務連絡
令和7年2月20日

各関係機関の長 殿

奈良県がん対策推進協議会会長

HPV ワクチンのキャッチアップ接種の経過措置について

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPV ワクチン」という。）はヒトパピローマウイルス（HPV）への感染を防ぐことで子宮頸がんの罹患を予防する効果があり、平成25年度から小学校6年生～高校1年生相当の女子に対して定期接種が実施されています。本ワクチンの定期接種について令和3年までの間に接種機会を逃した平成9年度～平成19年度生まれの女性に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて公費による接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を提供しているところです。

このキャッチアップ接種について今年度が実施期間の最終年度となっているところ、令和6年夏以降の需要の大幅な増加に伴い、メーカーにおいてHPVワクチンの限定出荷が行われた状況等を踏まえ、期間中に接種を希望される方が接種機会を逃さないよう経過措置が設けられました。HPVワクチンは全3回の接種が必要ですが、令和7年3月末までに接種を開始した場合、令和7年度も残りの接種回数分の費用を公費で完了できることとなりました。

経過措置の対象者はキャッチアップ接種の対象者（平成9年度生まれから平成19年度生まれの女子）に加え、令和6年度が定期接種の最終年度である者（平成20年度生まれの女子）も対象となります。

これらのことをふまえ、本経過措置については令和7年3月末までに接種を開始する必要があること、一人でも多くの接種対象者が正しい情報に基づいて接種の検討・判断を行えるよう HPV ワクチンの経過措置についてより一層の周知が必要とされたことから、別紙のリーフレット等により接種対象者への周知についてご協力をお願いいたします。

奈良県がん対策推進協議会事務局
奈良県福祉医療部医療政策局
疾病対策課がん対策係 加護野
疾病対策課感染症係 大本
電話：0742-27-8928
FAX：0742-27-8262
E-mail：cancer@office.pref.nara.lg.jp

別紙

【キャッチアップ接種の経過措置に関する周知資料】

資料1. キャッチアップ接種経過措置チラシ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001389787.pdf>

資料2. キャッチアップ接種経過措置チラシ（横長サイズ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001389795.pdf>

資料3. 高校1年相当のお子様及びその保護者向け チラシ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001389798.pdf>

資料4. 高校1年相当のお子様及びその保護者向け チラシ（横長サイズ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001389799.pdf>

資料5. キャッチアップ接種経過措置ロゴマーク

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/kouhou.html>

資料6. キャッチアップ接種リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001203318.pdf>

【HPVワクチンに関するその他の情報提供資料】

資料7. HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000901219.pdf>

資料8. HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000901220.pdf>

資料9. HPVワクチンの接種に関する医療従事者向けリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000901222.pdf>